

県立学校版 学校再開に向けたガイドライン（抜粋）

1 登校の判断

(1) 事前に家庭に周知（確認）をしておくこと

ア 発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。

イ 登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。

ウ 登校後に発熱等の風邪症状や登校後に体調不良を訴えた際は、早退させる。
(出席停止扱い)

エ 早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。(可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。)

オ 同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。(出席停止扱い)

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としないなどの柔軟な取扱いを検討する。

2 集団感染のリスクへの対応

(1) マスクの着用

ア 登下校中及び校内では、飛沫防止の観点から、マスクを着用させる。

イ 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクの着用を徹底させる。

※ 熱中症等の恐れがある場合は、マスクを外させ、こまめな水分補給に留意する。

(2) 「3つの密」の回避の徹底

◆換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底(こまめに換気)

ア 可能な限り、常時2方向の窓を開放する。

イ エアコンの使用時も換気を行う。

ウ 環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ。